第2号様式（第5条関係）

椎教社発第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　様

椎葉村長

　　　　年度椎葉村伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金の交付決定について

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった椎葉村伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金交付要綱に基づく　　　　年度椎葉村伝統的建造物群保存地区保存整備費補助金については、補助金の交付に関する規則（昭和48年規則第11号）第4条の規定により次のとおり交付することに決定したから、同規則第7条の規定により通知する。

記

1　交付決定額　　一金　　，　　，　　　円也

2　交付決定の内容

3　交付決定に付した条件

⑴　補助金の交付決定を受けた者（補助事業者）は、補助事業の状況、補助事業に係わる経費の収支、その他事業に関する書類等を備え付け補助完了の翌年から5ヵ月保管すること。

⑵　その他教育委員会が必要と認める事項